サーベンス・オクスレー法(SOX)とガバナンス改革

佐 賀 卓 雄

見した不正会計処理は、それまで先進各国の手本 条の適用申請(破綻)を契機として、次々と露 二〇〇一年一二月のエンロン社の連邦破産法一

とされることの多かったアメリカのコーポレート

を抱かせるに十分なものであった。それ以上に、 効果的に機能していないのではないかという疑問 ・ガバナンスの仕組みが一般に思われているほど

の衝撃であったろう。 く突破されたことは、当のアメリカにとって最大 長年にわたってコストをかけ築き上げられてきた 不正行為防止のための精緻なシステムがあっけな

> 速さで翌二〇〇二年七月三〇日に成立したサーベ り出した。この中でも、最も重要なものは異例の つ総力をあげて再発防止に向けた規制の強化に乗 かくして、議会、連邦規制機関などが、迅速か

ンス・オクスレー法(SOX、「企業改革法」と

を、取締役会(特に、その中に設置される監査委 も呼ばれる)である。この法律は不正行為の原因

員会)、および監査人、格付け会社、アナリスト

に向けた広範囲にわたる措置を採るとともに、特 く広範な利益相反状況の蔓延と認識し、その解消 などのフィナンシャル・ゲートキーパーを取り巻

93

〇×をめぐる最近の動向を紹介する。

ク制度を強化するために新たな監視機関 (PCAに中心的な役割を果たす監査制度に対するチェッ

〇 B) を創設した。

スト負担を強いていることが指摘されている。Sで、これだけの規制の強化は公開企業に多大なコ検証され始めている。その成果が誇示される一方検証されから約三年が経過して、その成果と課題が

(SOX)の成立一、サーベンス・オクスレー法

正な融資や利益の水増しにより資産総額一〇七〇次々に露見し、二〇〇二年七月には創業者への不フィア・コミュニケーションズの不正会計処理がグ、クエスト・コミュニケーションズ、アデル

エンロン破綻後も、グローバル・クロッシン

機感は最高潮に達した。に追い込まれるに及び、議会および連邦政府の危億ドルのワールドコムがアメリカ史上最大の破綻

法(SOX)は、正式名称を「連邦証券諸法およ七月三〇日に成立したサーベンス・オクスレー札『一皇』》

びその他の目的に基づく企業情報開示の正確性と

信頼性を改善することにより投資家を保護するた

ECが採択した規則や報告書の公刊についても書ある。この図表にはその後、各条文に関連してSめの法律」といい、その構成は図表1のとおりで

「公開会社会計監督委員会」(PCAOB、Publicは、第一篇に監査人を監視する新たな機関である

き込んでいる。この構成をみてすぐ気がつくこと

设が現定されていることである。続いて、第二編Company Accounting Oversight Board)の創一公開会社会計監督委員会」(PCACB)で助記

では監査人の独立性、第三編では監査委員会の独設が規定されていることである。続いて、第二編

立性やCEOとCFOの開示情報に対する適切性

サーベンス・オクスレー法(SOX)とガバナンス改革

図表 1 サーベンス・オクスレー法 (SOX) の内容

第1編 公開会社会計監督委員会(PCAOB,Public Company Accounting Oversight Board)

第2編 監査人の独立性

- 201条 監査業務とあわせて提供することが禁止される非監査業務
- 202条 監査人が提供する監査、非監査サービスすべてについて監査委員会から事前に承認を受けること
- 203条 監査の責任者または監査の監督者のローテーション(5年)
- 204条 監査を担当する会計事務所の監査委員会への報告義務
- 206条 利益相反の防止(会計事務所は顧客企業のCEOやCFOが過去1年以内に当該会計事務所において監査業務に携わっていた場合、その会社の監査を担当することを禁止される)
- 208条 SECは201~206条の内容を規則化(2003年1月、規則採択)

第3編 会社の青務

- 301条 監査委員会の責任、独立性などの確立(SECはこれらの規定を満たさない会社の上場を禁止することを取引所とNASDに命じる規則を270日以内に制定(2003年6月、規則採択))
- 302条 CEOやCFOに、年次報告書と四半期報告書の適切性の宣誓を義務付け(2002年8月、規則採択)
- 303条 監査人に不当な影響力を及ぼす行為を禁止(2003年4月、規則採択)
- 304条 証券法の財務報告関連の違反があった場合にCEOやCFOのボーナスを没収
- 306条 企業年金の取引制限機関における役員等の自社株売買の禁止、取引制限期間の速やかな通知(2003年1月、SEC規則(レギュレーションBTR)探択、労働省規則採択)
- 307条 弁護士の職務行為基準を制定
- 308条 SECは過去5年間の行政処分手続きが効率的、効果的であったかを分析し報告する(2003年1月、SEC 報告書発表)

第4編 情報開示の拡充

- 401条 継続開示における情報開示の拡充(簿外取引の開示、プロフォーマ情報の正確性の担保)(2003年1 月に規則(レギュレーションG)採択、2005年6月、オフパランス取引、投資組合(SPE)および報告書 の透明性についての報告と勧告)
- 402条 役員への融資を禁止
- 403条 インサイダー(役人や主要株主)による自社株売買の報告起源の短縮と電子ファイリング(報告期限の短縮については2002年8月に規則採択、電子ファイリング、ホームページ掲載については2003年4月、規則採択)
- 404条 年次報告書で内部統制に関する報告を開示(2003年5月、規則採択)
- 406条 財務担当役員を対象にした倫理規定の有無や適用除外について開示(2003年1月、規則採択)
- 407条 監査委員会に財務専門家がいるかどうか、いない場合には理由を開示(2003年1月、規則採択)
- 408条 SECによる継続開示書類のレビューを厳格化
- 409条 リアルタイム・ディスクロージャー(2003年1月、規則(臨時報告書(フォーム8-K)の開示項目に「重要な未公開情報」を追加)採択)

第5編 アナリストの利益相反

501条 SECまたはSECの指示に基づいてNASDや取引所が株式調査を行う証券アナリストの利益相反を防止 する規則を制定(2003年2月、規則採択)

第7編 調査及び報告

- 701条 GAO:1989年以降の監査法人の統合、それによる監査法人の減少、監査法人の競争を促進する方法、 競争が少ないことで生じる問題
- 702条 SEC:格付け会社の役割と機能(2003年1月、報告書発表、同年6月、コンセプト・リリース発表、2005 年4月、規則提案)
- 703条 SEC:1998-2001年に証券専門家が関わった違反事例とSECの対応(2003年1月、報告書発表)
- 704条 SEC:過去5年間の、財務情報開示に関連した違反事例とSECの対応(2003年1月、報告書発表)

第8編~第11編 刑事責任

802条 記録情報の破壊・変更・偽造に対する処罰、監査関連の情報の保管蓋務(2003年1月、規則採択)

の宣誓などを義務付けている。

が何よりも企業の開示情報に対する投資家の信頼 これらの構成から理解されることは、この法律

メリカの企業は会計原則で認められるぎりぎりの に、一九九○年代後半のⅠTブームの過程で、ア 強化することを目的にしていることである。 確か を回復し、それによって資本市場の機能を回復

ル(名誉教授)のマイケル・ジャンセンによる を追求してきた。ハーバード・ビジネス・スクー 処理を行って (時には、それを逸脱して)、費用 の過少評価、利益の過大計上を行い、株価の上昇

共通化があるという。つまり、一九六○年代以 シフトし、株主による経営者への監視が十分に行 トック・オプションによる株主と経営者の利益の と、この背景には、一九九○年代以降普及したス 有をめぐるパワーバランスが経営者の方に大きく 株式保有の分散が進展したことにより会社所

> スト」の発生である。その力関係を回復しようと した株主が一九八〇年代後半に敵対的買収、 われなくなった。いわゆる「エージェンシー・コ L B

バナンス構造の中に取り入れ、経営者のインセン 〇に訴えることになったという。 九〇年代になると株式会社はLBOの利点をガ

ティブ・システムとしてストック・オプションを

化」など、経営者が株価の最大化を追求する仕組 積極的に採用した。これにより、株主と経営者の 値最大化」、「EVA(経済的付加価値)の最大 利害の共通化がすすみ、企業目的として「株主価

ば、FRB議長(当時)のグリーンスパンが巧妙

みが強化されてきたのである。このようにみれ

欲」(infectious greed) 露見した不正会計処理は、経営者の「感染性の強 に表現したように、エンロン破綻前後に相次いで により株価の上昇が自

己目的化された結果といえよう。

ゲートキーパー(FG)の機能の強化である。こ 小する役割を期待されているフィナンシャル 発行会社と投資家の間の「情報の非対称性」を縮 SOXのもう一つの目的は、資本市場において

務に動員され、利益相反から投資家に客観的・中 の内、(セルサイドの)アナリストは投資銀行業 立的な情報の提供ができない立場に置かれている

ことが明らかになった。これは既にITバブル崩

壊を契機に深刻な問題になっており、二○○三年

YSE、ニューヨーク州司法局)と大手証券会社 四月二八日には監督機関(SEC、NASD、 一〇社との間で包括的な和解が成立している。こ N

れにより、それぞれインターネット業界、通信業

界の花形アナリストであったヘンリー・ブロジッ れるとともに、証券業界から永久追放された。 ロモン・スミスバーニー)は多額の罰金を科せら ト(メリルリンチ)、ジャック・グラブマン(ソ

> 社に対しては、SECがこれまで採ってきた丿-応できていない状況が明らかになった。 格付け会 また、格付け会社は財務状況の変化に迅速に対

アクション・レターの発出によるNRSRO(全 国的に認知された格付け組織)としての認定が、

少数の格付け会社による寡占状態を招来し、不完 のではないかという疑問を提起することになっ 全な競争状態がその機能の減退をもたらしている

見直しを要請した。 格付け会社の役割と機能についての検討と制度の た。かくして、SOX七○二条はSECに対して

査人である。その第二編は、同じ顧客に対して監

一条)、 監査人のローテーション (五年) による

○四条)、利益相反の防止(二○六条)など、を

変更(二〇三条)、監査委員会への報告義務(一 査業務と非監査業務を提供することを禁止(二○ FGの中でもSOXが最も重視しているのは監

97

防止を目的としたものである。

定めている (図表1参照)。 また、 会社内部の監 監査人に不当な影響力を及ぼす行為の禁止(三〇 査委員会に対しては、独立性の確立 (三○一条)、

三条)など、を定めている。

も破綻したことに鑑みて、そのような事態の再発 アンダーセンが黙認あるいはそれを共謀し、自ら の不正会計処理をその監査人であったアーサー・ これらの規定は、エンロン、ワールドコムなど

にウオーターゲート事件を契機に制定された一九 ていないとも考えられなかった。というのは、既 はなかったし、他の会計事務所がまったく関わっ い会計処理はこの時期になって突然急増した訳で アンダーセンの行為は悪質ではあったが、疑わし 関連書類の破棄など、エンロン破綻の過程での

> し、一九八五年に組織されたトレッドウエイ委員 会の支援組織委員会(COSO、 Committee of

の粉飾決算、会社記録の虚偽記載を禁止していた

告:一九八七―一九九七』という報告書を公刊 Commission)は一九九九年に『不正な財務報 Sponsoring Organizations of the Treadway

をアップデートし、過去五年間(一九九七年七月 SOX七〇四条はSECに対してCOSO報告

を鳴らしていたからである。

し、不正会計処理が決して少なくないことに警鐘

間にSECが強制措置を採った件数は五一五件 反事例を調査することを命じた。その結果、 ―二〇〇二年七月)の財務情報開示に関連した違

件であるが、その内訳は図表2に整理されてい この内、 捜査局の捜査の対象になったのは二二七

る。不適切な収益計上時期に関係する一二六件の

eign Corrupt Practices Act of 1977) は、企業

七七年の海外不正支払防止法(FCPA、For-

で、増加傾向がみられることが明らかになった。

サーベンス・オクスレー法(SOX)とガバナンス改革

図表 2 疑わしい会計処理の趨勢

不 適 切 な 会 計 処 理	捜査件数
不適切な収益計上時期	126
不適切な費用計上時期	101
事業の結合に関連する不適切な会計処理	23
その他の会計・財務報告問題	130
MD&A などでの不適当な開示	43
関連企業との取引の不十分な開示	23
非金銭的および売上げ水増しを目的とした会計処理	19
海外不正支払い防止法(FCPA)に違反した不適切な会計処理	6
オフ・バランス取引契約の不適切な利用	3
非 GAAP 数値の不適切な利用	2

(出所) SEC [2003]

制の構築・維持に責任を持ち、その有効性につい

事業の結果を公正に反映していること、③内部統や遺漏がないこと、②財務諸表などが財務状態とに、①報告書をレビューし、重要事実の不実記載級役員に対して、年次報告書および四半期報告書級と回○二条と四○四条である。三○二条は、上のは三○二条と四○四条である。三○二条は、上のは三の結果を公正に反映していること、③内部統制を表表していること、③内部統制を表表していること、③内部統制を表表していること、③内部統制を表表していること、③内部統制を表表していること、③内部統制を表表していること、③内部統制を表表していること、③内部統制を表表していること、④を表表していること、④を表表していること、③内部統制を表表していること、③内部統制を表表していること、③内部統制を表表していること、③内部統制を表表していること、③内部統制を表表している。

に対して罰金が科せられている。 一〇人、財務担当ヴァイス・プレジデントニニ人〇七五人、CFO八一人、COO二〇人、CAO営者が関与しており、取締役会会長五五人、CEられている。さらに、一〇四件については上級経強制措置の内、九四件は財務諸表の再提出を求め

一、サーベンス・オクスレー法

(SOX) の内容

報告したこと、を表明した宣誓書を添付するよう 報告したこと、⑤内部統制評価後の変更について 関係する不正行為について監査人と監査委員会に 重要な役割を果たす経営者あるいは他の従業員が て評価したこと、④内部統制の欠陥、内部統制に

内部統制の概念が始めて体系化されたのは、

r

に義務付けている。

による証明、を年次報告書に開示することを規定 したものである。 部統制報告書、②その報告書に対する外部監査人 財務報告手続きの構築と維持について記載した内 四〇四条は、①経営者による適切な内部統制と

め え方の沿革については、大村 [二〇〇五] を参照 すれば良いのかについては触れられていないた 階では概念的枠組みに止まり、具体的に何をどう 不正な財務報告の防止のために提唱されたもので されたい)。しかし、この沿革から、 と構成要素を定式化した。しかし、それはこの段 統制―統合フレームワーク―』(Internal Control -Integrated Framework) 制度の導入には至らなかった(内部統制の考 内部統制は

ing)を発表し、内部統制の確立の重要性を指摘 援組織委員会(COSO)が一九九二年に『内部 Commission on Fraudulent Financial Report 報告に関する報告書』(Report of the National レッドウェイ委員会が一九八七年に『不正な財務 したのを契機としている。 その後、 を公表し、その目的 同委員会の支

100

あることが分かる。

年三月期から適用される。

なっている。また、

外国企業に対しては二〇〇七

要求しているため時間がかかるとの理由から、二 四○四条は経営者の内部統制評価に対して監査を

三〇二条は二〇〇二年八月から適用されたが、

○○四年一一月一五日以降の年次決算より適用と

営責任の明確化、企業利益、法令順守、あるいは 企業の社会的責任(CSR)など、実に多様なも のものであるといえる。CGの理念としては、経 のはコーポレート・ガバナンス(CG)の強化そ

したがって、内部統制の構築が目的としている

敗や不正行為を未然に防止する仕組みが構築され 求するにしろ、その核心は経営に対する企業内外 のチェック・システムが正常に機能し、経営の失 のが挙げられている。しかし、いずれの理念を追

SOXが企業に対して求める内部統制が目指すも ガバナンスの仕組みを「アングロ・サクソン型 テムとしては企業内部と外部が考えられる。モン [1995], Corporate Governance, p.261) と呼べば、 コーポレート・ガバナンス」(Monks & Minow クス・ミノウにしたがって、これら両者からなる ていることであろう。この場合、チェック・シス

のは取締役会(特に、その中に設置される監査委

度、会議の時間とも増加し監視機能が向上してい 与するようになった、③監視委員会は開催の頻 ナンスの組合せによる不正防止の仕組みである。 員会)による内部ガバナンスと、フィナンシャル ・ゲートキーパー(特に監査人)による外部ガバ

三、SOXによる効果と規制コスト

会は「サーベンス・オクスレー法:市場と投資家 [2004]) と題する公聴会を開催した。証人の一人 の回復の二年」(U.S. House of Representatives 二〇〇四年七月二二日に下院金融サービス委員

である デロイト・アンド・トゥシュ CEOの クゥ

FOとも以前より財務報告プロセスに積極的に関 し、その監視機能が向上している、②CEO、C として、①CEO抜きでの取締役会の開催が増加 イングレィ(J.H. Quingley)は、SOXの効果

しかし、トルムカが紹介しているように、SO

ドルの損失を被ったことをあげ、勤労者が年金プ とワールドコムの破綻だけでも組合員が三五○億 CIOのトルムカ る、とその効果を評価している。また、 (L. Trumka) も、エンロン A F L

ランを通じて資本市場に重要な関わりを持ってい を高く評価している。 る現状に照らして、資本市場改革、SOXの制定

うものである。こうした批判は取引所や産業界の けている内部統制の構築のためのコストおよび監 Xに対する批判も根強い。それはSOXが義務付 査費用がかさみ、非公開化を選択する企業と、外 国企業の撤退(上場廃止)が増加するだろうとい 部には根強いものの、全体には肯定的に評価す

どの程度のコスト・アップになっているのであろ それでは、S○Ⅹ四○四条の内部統制の構築は

る声が多いようである。

うか。いくつかの調査についてみてみよう。 財務執行役員協会(FEI)が二〇〇四年に三

二一社について実施した調査によると、収入が五 ○億ドル以上の企業の二○%が初年度のコンプラ

は一見すれば大きな金額にみえるが、S&P五○ した。平均では二○○万ドルであった。この数字 イアンス・コストが平均して四七○万ドルと回答

時価総額約一○兆ドルの一%の一○○分の三に過 二四億ドルになるが、この金額はこれらの企業の ○社が一社当り四七○万ドルとすると、総額では

ぎない。FEIの翌二○○五年の調査は八三社を 築のためのマンパワーが六七○○時間、コンサル 対象にしたものであるが、平均して、内部統制構

以上の増加、であった(FEI [2005])。

テング費用が四八万ドル以上、監査費用が三五%

は、これらのコストのかなりの部分は内部統制の もっとも、ドナルドソンSEC委員長 (当時

主にとって良い投資である、七九%がより強力な

手続きの見直しのための費用(イニシャル・コス ト)であり、次年度以降は大幅に低下するだろう と述べている (U.S. House of Representatives

[2005])°

と、五七%がSOXによるコンプライアンスは株 当役員からの回答を集計している。それによる tem, Inc.) は、二〇〇四年に二二二人の財務担 オーバーサイト・システム (Oversight Sys-

正が行われるリスクの低下(三一%)、③財務の 善された点については、①財務報告に関係する個 内部統制を構築したと回答している。そして、改 人の説明責任を明確化(四六%)、②財務上の不

半期に一回が三八%、となっていた。

いるのは二三%、毎日が七%、毎月が二二%、四

務所がアメリカの最大手企業の九七%の監査を これに関連したもう一つの問題は、四大会計事

行っているという極めて寡占的な構造である。 AOの調査(二〇〇三年七月)ではそれ以外の会

計事務所は重大な参入障壁に当面していると結論

している。また、監査費用は上昇傾向にあるもの い。しかし、『エコノミスト』誌 [2005] はこの 変化によるもので、寡占構造が原因とはみていな の、大部分の専門家は監査サービス市場の最近の

指摘している。

ことが監査費用を引き上げている可能性があると

四、ガバナンス改革の行方

先にふれたように、「アングロ・サクソン型

タイムで)評価、モニタリング、報告、立証して

内部統制を継続的に(取引が行われる度にリアル

確性の向上(二七%)、などとなっている。また、 計算エラーの減少(三一%)、④財務報告書の正 (これらは、

NASDAQおよびNYSEの上場

である。 はないかという不信感が抱かれることになったの すことになった。それが、決して「一握りの腐っ ダルはこの仕組みが巧く機能していないことを示 ガバナンスを組み合わせたものである。しかし、 取締役の定義を厳格化、監査委員会の機能を強化 たリンゴ」(ブッシュ大統領) に止まらないので エンロン破綻以降に次々に露見した企業スキャン そこで、SONは内部ガバナンスの面では独立

チェック・システムとして内部ガバナンスと外部 コーポレート・ガバナンス」は、経営に対する

本市場への信頼の回復を図ったのである。

完全に防ぐことはできないであろう。その意味 テムにおいて中心的な役割を果たす経営者が意図 で、完全な制度は存在しないことを認識する必要 が必要であることはいうまでもない。しかし、そ して制度の抜け穴を突いて不正行為を行うことを れを運営するのは人間である。ガバナンス・シス もとより、制度をより良いものに改善する努力

ゲートーキーパーが共謀して不正行為を働こうと そうであったように、経営者、フィナンシャル・ すれば、それを防ぐことは困難であろう。ガバナ ンス・システムが、最後には、経営者の倫理や自 仕組みであろうとも、エンロンの不正会計処理が 築がいかに微細にわたるガバナンスのチェックの

よって、財務情報の真実性を担保し、投資家の資 リスト、格付け会社)の機能を強化することに フィナンシャル・ゲートキーパー(監査人、アナ いる)するとともに、外部ガバナンスの面では 企業のガバナンス基準の強化によって補強されて

覚に訴えざるをえない理由である。

がある。

Companies Say, May 30

Cost of Complianse: Audit Fees Expected to Rise 35%

【参考文献】

一○月 開示状況と日本の現状―」、『DIR経営戦略研究』第六号、大村岳雄 [二○○五]、「内部統制を巡る最近の動き―米英の大村岳雄

ートキーパーの役割」、『証券経済研究』第四四号、一二月佐賀卓雄 [二○○三]、「エンロン破綻とフィナンシャル・ゲ柿崎 環著 [二○○五]、『内部統制の法的研究』日本評論社

Economist [2005], Special Report: Sarbanes-Oxley—A Price Work Paying?, May 19th
Financial Executives International (FEN) [2005], The

Oversight Systems, Inc. [2005], The 2004 Oversight Systems Financial Executive Report on Sarbanes-Oxley

Securities and Exchange Commission (SEC) [2003], Report Pursuant to Section 704 of Sarbanes-Oxley Act of 2002, Jan.

U.S.House of Representatives [2004], Hearing before the Committee on Financial Services, Sarbanes-Oxley: Two Years of Market and Investor Recovery, July 22.

[2005], Hearing before the Committee on Financial Services, *The Impact of the Sarbanes-Oxley Act*, Apr.21.

U.S.Senate [2004], Committee on Banking, Housing, and Urban Affairs, Examining the Impact of the Sarbanes—Oxley Act and Developments Concerning International Convergence, Sep.9.

(さが たかお・当研究所理事・主任研究員)